

九州地方整備局
H25.12.13時点

平成26年度 発注者支援 業務概要資料



平成25年12月

九州地方整備局
港湾空港部

(注意)

本資料に記載された内容は、平成25年12月13日時点のものであり、今後変更の可能性があるので、今後公示される個別業務の説明書等の内容を十分ご確認下さい。



発注者支援業務の契約手続き等

<資料構成>

- 【1】平成26年度発注者支援業務の方針
- 【2】平成26年度発注者支援業務の概要
- 【3】平成26年度発注者支援業務の契約方針
- 【4】平成26年度発注者支援業務における要件等
- 【5】平成26年度発注者支援業務における評価等

1. 平成26年度発注者支援業務の方針

全業務を「一般競争入札（総合評価落札方式）」

- 平成25年度発注者支援業務については、**全て一般競争入札（総合評価落札方式）**で実施

平成24年度より民間企業の積極的な参加による競争性の確保・向上を図るため、民間競争入札及び複数年度契約の導入等を実施

- 平成26年度発注者支援業務についても、**全ての業務を一般競争入札（総合評価落札方式）**で実施

さらなる民間企業の積極的な参加による競争性の確保・向上を図るため、平成24年度より継続し**民間競争入札及び複数年度契約の導入**等を実施

1. 平成26年度発注者支援業務の方針

1. 「民間競争入札」の導入

- 平成26年度についても昨年度と同様に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)」に基づく民間競争入札(以下、「民間競争入札」と記載)で実施する。
なお、一部の案件については、複数年契約として実施する。

<発注者支援業務>

- ・ 発注補助業務
- ・ 技術審査補助業務
- ・ 監督補助業務
- ・ 品質監視補助及び施工状況確認補助業務

1. 平成26年度発注者支援業務の方針

2. 「民間競争入札」導入の意義

発注者支援業務については、これまでも透明性・競争性が確保されるよう取り組んできたところであるが、民間競争入札の実施にあたっては、**内閣府に設置**された第三者委員会である「**官民競争入札等監理委員会**」による入札参加要件等の**審議**を経た上で実施要項を定め、実施要項に基づく手続きにて落札した企業と契約することとされている。

この審議を経ることにより、**更なる透明性、競争性の確保が期待**される。

1. 平成26年度発注者支援業務の方針

3. 「民間競争入札」導入に伴う受注者が 負う可能性のある責務等

(1) 罰則等

- ①本業務に従事する者は、刑法(明治40年法第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ②公共サービス改革法第25条第1項の規定(秘密保持)に違反して、公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとなる(公共サービス改革法第54条)。
- ③次のいずれかに該当する者は、公共サービス改革法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。
 - ・「公共サービス法第26条第1項」による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は「法第26条第1項」による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたもの。
 - ・正当な理由なく、「法第27条第1項」による指示等に違反した者。
- ④法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記③の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人も上記③の刑を科されることとなる。

(2) 会計検査について

受注者は、会計検査院法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときは、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実地検査を受けたり、同院から直接又は発注者を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

2. 平成26年度 発注者支援業務の概要

<発注者支援業務>

区 分	主 な 業 務 内 容
① 発注補助業務	①工事の積算に必要な現地踏査 ②工事発注図面・数量総括表・数量計算書の作成 ③積算根拠資料の作成、積算データ入力
② 技術審査補助業務	①競争参加者から提出された申請書等の分析・整理 ②総合評価項目の分析・整理 ③技術資料の確認事項の整理 ④委員会資料の作成
③ 監督補助業務	①設計図書に基づく工事受注者に対する指示・協議に必要な資料の作成 ②工事受注者から提出された資料と設計図書との照合 ③現地確認及び調査並びに検討に必要な資料の作成 ④請負工事の安全対策の確認等

2. 平成26年度 発注者支援業務の概要

<発注者支援業務>

区 分	主 な 業 務 内 容
④ 品質監視補助 及び施工状況 確認補助業務	①不可視部分や重要構造物の品質・出来形の確認 ②請負工事の施工状況並びに使用材料に対する設計 図書との照合 ③完成・既済部分・指定部分検査の臨場

3. 平成26年度発注者支援業務の契約方針

1. 応募要件等

- ・ 平成21年度より、実績要件・資格要件等の改善（緩和）を実施しており、業務に必要となる技術力の確保を図るための要件とする。

（1）企業に求める実績要件

- ・ 当該業務における技術力確保を目的とした実績（同種・類似業務）重視から、必要最小限の技術力確保を目的とした実績要件を平成25年度と同様に設定。

（2）管理技術者に求める実績要件

- ・ 当該業務における技術力確保を目的とした実績（同種・類似業務）重視から、必要最小限の技術力確保を目的とした実績要件を平成25年度と同様に設定。

3. 平成26年度発注者支援業務の契約方針

(3) 管理技術者に求める資格要件

- ・ 一般的に認知され、且つ、業務実施に適した資格を有する者が可能となるよう平成25年度と同程度の資格を設定。

(4) 中立性要件

- ・ 発注者支援業務の受注者と業務の対象工事の受注者等との利益相反を防止するため、当該要件に対して必要最小限の中立性要件を平成25年度と同様に設定。

(5) 管理技術者の直接雇用関係

- ・ 企業と管理技術者の直接雇用関係について、履行期間中の直接雇用関係を求める要件に緩和しており平成25年度と同様に設定。

(6) 担当技術者に求める資格要件

- ・ 担当技術者に求める資格要件の中で、管理技術者と同様の実務経験による実績規定を求める要件を緩和しており平成25年度と同様に設定。

4. 平成26年度発注者支援業務における要件等

1) 参加資格要件

(1) 単体企業の場合

- ① 公共サービス改革法第15条において準用する公共サービス改革法第10条各号に該当する者でないこと。
- ② 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ③ 九州地方整備局（港湾空港関係）における平成25・26年度「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格A等級の決定を受けている又は申請を受理されていること。

4. 平成26年度発注者支援業務における要件等

- ④九州地方整備局副局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずる者として、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 設計共同体的場合

上記「単体企業」の要件に加え、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」に示すところにより、九州地方整備局副局長から業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を当該業務の開札の日までに受けていること。

4. 平成26年度発注者支援業務における要件等

2) 競争参加資格申請書の提出者に対する要件

(1) 業務実績に関する要件

競争参加資格申請書を提出する者（企業）は、平成16年4月1日以降に完了した業務の実績を有していること（発注者支援業務については平成25年度完了予定業務を含む。）

※地方整備局(港湾空港関係)が発注し、請負業務成績評定の評定点を得ているものについては、業務評定点が60点未満の場合は実績として認めない。

※「国、都道府県、政令市及び特殊法人等」の発注機関は問わない。

業務実績：港湾・空港の工事に関する、建設コンサルタント業務または測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務

4. 平成26年度発注者支援業務における要件等

(2) 中立公平性に関する要件

業務の履行期間中に工期がある当該業務の対象工事に参加している者及びその対象工事に参加※している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。

※「対象工事に参加」とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請け(測量・調査業務も含む)をしていることを言う。

【参考】工事に関する事後制限(参加資格要件には該当しない)

- 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は、当該業務の対象工事に参加できない。
- 本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、当該業務の対象工事に参加できない。

(3) 業務実施体制に関する要件

- ①業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ②業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- ③設計共同体的場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと、一つの分担業務を複数の構成員が実施していないこと。
- ④業務量に対し、予定担当技術者数が明らかに不足していないこと。 13

4. 平成26年度発注者支援業務における要件等

(4) その他【監督補助業務、品質監視及び施工状況確認補助業務】

本業務における連絡体制として、調査職員の指示が管理技術者に円滑かつ正確に伝えられるとともに、速やかに対応する体制がとられていること。

4. 平成26年度発注者支援業務における要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

(1) 予定管理技術者に対する要件

業務種別	記 載 内 容
・ 技術審査補助 ・ 発注補助 ・ 品質監視 施工状況 確認補助 ・ 監督補助	・ 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門） ・ A P E Cエンジニア（業務に該当する部門） ・ 1級土木施工管理技士 ・ 土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者 ・ （社）全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者（例：発注者支援技術者等） ・ R C C M（港湾及び空港部門）又はR C C Mと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）

4. 平成26年度発注者支援業務における要件等

(2) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

予定管理技術者は、平成16年4月1日以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（同種業務については平成25年度完了予定業務を含む）において、業務実績を有していること。

◎元請として同種又は類似業務に従事した経験の他、下請、出向又は派遣により行った業務実績についても同種又は類似業務として認める。また、担当技術者及び発注者※として従事したのも同種又は類似業務の業務実績として認める。（ただし、照査技術者として従事したものは認めない、また、工事については監理技術者に従事したものに限る）

◎地方整備局（港湾空港関係）が発注し、請負業務成績評定の評定点を得ているものは60点未満、また、平成16年度以降に完成した工事は、65点未満の場合については、実績として認めない。

※「発注者として従事」とは、
国、都道府県、政令市、特殊法人等で同種又は類似業務の調査職員として従事したことをいう。

【全業務】 ※発注機関については問わない

[1] 同種業務：港湾・空港の工事に関する発注者支援業務

[2] 類似業務：港湾・空港の工事に関する設計又は施工に関する業務

4. 平成26年度発注者支援業務における要件等

[予定管理技術者] 対象業務における同種・類似業務の分類

● : 同種 ○ 類似

業務実績 \ 業務内容	発注者支援業務			
	技術審査補助	発注補助	品質監視 施工状況 確認補助	監督補助
技術審査補助業務	●	●	●	●
発注補助業務	●	●	●	●
品質監視及び施工状況確認 補助業務	●	●	●	●
監督補助業務	●	●	●	●
設計又は施工に関する業務	○	○	○	○
監理技術者として従事した工事	○	○	○	○

※ 上記実績は、港湾・空港の工事に関する業務に限る。

4. 平成26年度発注者支援業務における要件等

(3) 企業と管理技術者の直接的雇用関係

・ 予定管理技術者は、本業務の履行期間中(契約締結日から業務完了まで)に、本業務の受注者と直接的雇用関係にあること。

※競争参加資格確認申請書の提出者(企業)と「直接的な雇用関係」にあることを証明する資料を添付(但し、競争参加資格確認申請書の提出期限までに「直接的な雇用関係」にない場合は、契約締結日までに競争参加資格確認申請書の提出者(企業)と「直接的な雇用関係」となることを誓約する書類を添付)

4. 平成26年度発注者支援業務における要件等

(4) 予定担当技術者の資格等

業務種別	記 載 内 容
<ul style="list-style-type: none">・ 技術審査補助・ 発注補助・ 品質監視・ 施工状況確認補助・ 監督補助	<ul style="list-style-type: none">・ 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）、技術士補（建設部門）・ A P E Cエンジニア（業務に該当する部門）・ 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士・ 土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者又は2級技術者・ （社）全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者（例：発注者支援技術者等）・ R C C M（港湾及び空港部門）又はR C C Mと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）・ 「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験（工事については、主任技術者として従事したものも認める。）が1年以上の者・ 港湾又は空港関係の技術的行政経験を10年以上有する者

4. 平成26年度発注者支援業務における要件等

4) 設計共同体の分担業務

- ・ 設計共同体の活用により、技術力の結集による品質確保向上及び企業の積極的な参加による競争性の向上を図ることとし、その構成員の分担業務を設定

◆発注者支援業務における設計共同体として認める業務の区分

○:認める
×:認めない

業務名	業務内容区分	事業内容区分	区域区分	施設区分	工事区分
発注補助業務	○	○	○	○	○
	監督補助／施工状況確認補助／品質監視補助／発注補助	港湾／空港／海岸等	・出張所単位 ・分室単位 ・港湾、空港、海岸単位 ・港区、地区単位	・施設単位	・工事単位
技術審査補助業務	-	○	○	○	○
		港湾／空港／海岸等	・出張所単位 ・分室単位 ・港湾、空港、海岸単位 ・港区、地区単位	・施設単位	・工事単位
監督補助業務	○	○	○	○	○
	監督補助／施工状況確認補助／品質監視補助／発注補助	港湾／空港／海岸等	・出張所単位 ・分室単位 ・港湾、空港、海岸単位 ・港区、地区単位	・施設単位	・工事単位
品質監視補助 施工状況確認補助業務	○	○	○	○	○
	監督補助／施工状況確認補助／品質監視補助／発注補助	港湾／空港／海岸等	・出張所単位 ・分室単位 ・港湾、空港、海岸単位 ・港区、地区単位	・施設単位	・工事単位

5. 平成26年度発注者支援業務における評価等

- 一般競争入札(総合評価落札方式)のため、**選定段階の評価は行わない。**
- 民間企業の参入促進を図る観点より、発注機関に関わらず実績を認めていることから、**配置予定管理技術者の業務成績及び技術者表彰は評価の対象としない。**
- 配置予定管理技術者は、担当技術者を兼務出来ない。**(但し、緊急時やむを得ない場合の短期間を除く)※**
※但し書きは、監督補助、品質監視補助及び施工状況確認補助業務のみ該当

評価項目	評価の着目点	判断基準
(設計共同体においても管理技術者を評価)	技術者資格	<p>◎技術者資格を下記の順位で評価</p> <p>①技術士(総合技術監理部門—建設又は建設部門) APECエンジニア(業務に該当する部門) 土木学会特別上級・上級・1級技術者 1級土木施工管理技士 (社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)及び(Ⅱ)又は発注者が認めた同等の資格を有する者(例:発注者支援技術者等)</p> <p>②RCCM(港湾及び空港部門)又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)</p>
	技術者業務実績	<p>◎平成16年度以降に完了した業務の受注実績を下記の順位で評価</p> <p>①同種業務の実績(平成25年度実施中の業務も実績として認める)</p> <p>②類似業務の実績 ※元請けとして従事した経験の他、担当技術者として従事したもの及び下請・出向・派遣による業務実績についても同種又は類似業務として認める。 (ただし、照査技術者によるものは認めない。また、工事については監理技術者に従事したものに限り) ※発注者として従事したのも同種又は類似業務の業務実績として認める。 (発注者として従事とは、国・都道府県・政令市・特殊法人等で同種又は類似業務の調査職員として従事したことをいう。)</p>
	地域精通度	<p>【監督補助業務、品質監視補助及び施工状況確認補助業務のみ設定】</p> <p>◎平成16年度以降に当該事務所・周辺地域での同種・類似業務実績を下記の順位で評価</p> <p>①当該事務所管内における業務受注実績 ②当該整備局管内における業務受注実績 ③その他:0点 ※照査技術者として従事した業務は除く</p>

5. 平成26年度発注者支援業務における評価等

評価項目	評価の着目点	判断基準
配置予定担当技術者の経験及び能力	技術者業務実績	<p>◎平成16年度以降に完了した業務の受注実績を下記の順位で評価</p> <p>①同種業務の実績(平成25年度実施中の業務も実績として認める)</p> <p>②類似業務の実績</p> <p>③その他:0点</p> <p>※元請けとして従事した経験の他、担当技術者として従事したもの及び下請・出向・派遣による業務実績についても同種又は類似業務として認める。 (ただし、照査技術者によるものは認めない。また、工事については監理技術者又は主任技術者として従事したものに限り)・主任技術者の従事規定は、監督補助、品質監視補助及び施工状況確認補助業務のみ該当</p> <p>※発注者として従事したのも同種又は類似業務の業務実績として認める。 (発注者として従事とは、国・都道府県・政令市・特殊法人等で同種又は類似業務の調査職員として従事したことをいう。)</p> <p>【全業務】 (発注機関については問わない)</p> <p>同種業務： 港湾・空港の工事に関する発注者支援業務</p> <p>類似業務： 港湾・空港の工事に関する設計又は施工に関する業務</p>

【予定担当技術者の評価点の算出方法】

※提出された競争参加資格確認申請書に記載されている**全ての予定担当技術者の業務実績による評価点の合計を予定担当技術者数で除して算出**

[例1]

- 配置予定担当技術者数:5名
 - 各予定担当技術者の業務実績
 - ・A者…同種(5点)
 - ・B者…同種(5点)
 - ・C者…同種(5点)
 - ・D者…類似(3点)
 - ・E者…類似(3点)
- ⇒(5点/名×3名+3点/名×2名)÷5名
= 4.2点

[例2]

- 配置予定担当技術者数:5名
 - 各予定担当技術者の業務実績
 - ・A者…同種(5点)
 - ・B者…同種(5点)
 - ・C者…同種(5点)
 - ・D者…未定(0点)
 - ・E者…未定(0点)
- ⇒(5点/名×3名+0点/名×2名)÷5名
= 3.0点

5. 平成26年度発注者支援業務における評価等

		監督補助業務	品質監視補助業務 施工状況確認補助業務	発注補助業務	技術審査補助業務
実施方針	業務理解度	業務の実施方針の記述について、当該業務の目的、条件、内容に関する理解度が高い場合に優位に評価する。			
	実施体制	配置技術者の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで発注者の要請に対する的確かつ迅速に対応でき、事業の進捗状況や不測の事態に対しても臨機に対応できる体制が確保されている場合に優位に評価する。			
技術提案	的確性	必要なキーワード(留意点、着眼点、問題点)が網羅されている場合に優位に評価する。			
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。			
価格:技術		1:2	1:2	1:2	1:3

◆競争参加資格申請書等に関する審査の実施

- 競争参加資格確認申請書類に記載された内容の確認を**必要に応じてヒアリングを実施**する場合があります。
※平成25年度よりヒアリング実施規定を緩和
- 実施方針はA-4版2枚以内・技術提案は、A-4版 1枚以内に記載された内容を審査対象とする。

◆技術提案書に基づく業務の履行

- 業務の履行に際しては、技術提案書に記載した内容を満たす業務計画書を提出すること。
- 受注者の責により**技術提案書に記載した内容を満足する業務が行われ**ない場合又は**提案された実績を有する担当技術者が配置できない**場合は、**業務成績評定を減**ずる等の措置を行う。

5. 平成26年度発注者支援業務における評価等

1) 履行確実性評価の実施

- ◆発注者支援業務における履行確実性評価については、
平成26年度より（予定価格が100万円を超える業務）について、適用拡大して履行確実性の評価を実施する。
- ◆履行確実性評価については、品質確保の観点から、九州地方整備局（港湾空港部）が定める価格「品質確保基準価格」を設定し、その価格を下回った場合に試行する。

平成26年度発注者支援業務関係 発注スケジュール

<九州地方整備局のスケジュール>

- 発注の見通しの公表
※ 12月上旬を予定（HP公表予定）
- 入札手続開始の公告
※ 平成25年12月下旬を予定
- 入札・開札
※ 2月中旬を予定
- 4月1日以降履行開始